

2020 年知的財産法執行「鉄拳」行動プラン

「知的財産保護の強化に関する意見」（中弁発〔2019〕56号）の徹底実施を図るために、全国市場監督管理業務会議における「知的財産法執行の強化」に関する要求に従い、知的財産法執行業務を着実に推進し、本行動プランを制定する。

一、 全体的要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導を堅持し、中国共産党第19次全国代表大会、中国共産党第19次中央委員会第2回、第3回、第4回全体会議及び中央経済業務会議の精神を着実に徹底し、知的財産法執行体系を更に整備し、法執行の適時性、専門性及び系統性を高め、行政処罰を強化する。権利侵害・模倣行為が多発・頻発する重点市場、重点分野及び人民大衆の健康・安全に関わる重点商品について、違法な手がかりへの一斉捜査を強化し、区域を跨ぐ全面的な法執行を推進し、事件の調査・処理への督促を強化し、法により違法行為を厳しく摘発し、事業環境の継続的な改善を促進し、ある程度裕福な社会の全面的な構築のために有効な支援を提供する。

二、 主な任務

(一) 重点商品への法執行を強化する。防疫用品、食品、電子製品、家庭電器、自動車部品、衣類・バッグ等の重点商品を巡り、法執行行動の展開を組織し、商標権侵害や専利詐称の違法行為を厳しく摘発する。農業関連製品、特色製品について、その地理的表示に係る権利侵害・模倣事件の取り締まりを強化する。オリンピック標章等の公式標章及び特殊標章に係る商品への法執行を強化し、重要な展示会、取引会、重

大な文化・体育イベントの開催期間における通報・苦情申立処理をしっかりと実行する。

(二) **実体市場の法執行を強化する。**直近3年間の事件の摘発及び通報・苦情申立状況に応じて、当地における商標、専利、地理的表示に係る違法事件が多発・頻発する実体市場を分析・特定し、重点市場リストを確立する。実体市場における事件発生源の収集・一斉捜査体制を健全化し、色々な手を尽くして調べることによって手掛かりへの一斉捜査を強化し、特別法執行行動の展開を適時に組織し、商標権侵害、専利詐称、地理的表示侵害等の違法行為を厳しく摘発する。休日・祝日等消費ラッシュの時間帯において、農村や都市近郊の市場での法執行検査を強化し、権利侵害・模倣の違法行為を厳しく摘発し、農村の市場環境を浄化させる。

(三) **電子商取引の法執行を強化する。**オンラインでの一斉捜査、発生源の遡及、共同取締体制を整備し、情報技術を利用してインターネット上の販売行為への監視・一斉捜査を強化し、事件の手掛かりの発見、識別能力を高め、オンライン・オフラインを組み合わせ、生産・供給・販売を一体化した法執行を推進し、権利侵害・模倣の違法行為を全面的に摘発する。法執行部門と知的財産の権利者、電子商取引プラットフォームの経営者、物流配送企業との意思疎通・提携を強化し、電子商取引のビッグデータ資源、物流配送情報を十分に活用して法執行・事件処理のために支援を提供する。電子商取引プラットフォームの経営者による知的財産保護の積極性を活かし、その「通知-削除-公示」責任の実行を督促し、かつ法執行・事件処理過程において意思疎通・連絡、情報共有等協力の役割をよく発揮させる。

(四) **出願段階での法執行を強化する。**『中華人民共和国商標法』「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」（市場監督管理総局令第17号）に従い、使用を目的としない悪意ある出願、欺瞞又はその他の不正手段による登録出願等悪意ある商標の冒認出願行為を厳しく取り締まり、法により出願人や商標代理機構の違法行為を処

罰する。『専利代理条例』『専利代理管理弁法』（市場監督管理総局令第6号）等の関連規定に従い、専利代理に係る違法行為を厳しく摘発し、代理業界の秩序を確実に維持する。

三、保障措置

（一）**手掛かりの一斉捜査処理をしっかりと実行する。**訪問、座談及び通報・苦情受取等の方式によって、当地の国内出資企業、外資企業及び業界組織との意思疎通を強化し、複数のルートによって権利侵害・模倣事件の手掛かりを収集し、適時に調査・処理する。市・県を跨いだ事件の手掛かりについて、省や市級の市場監督管理部門が調整して調査処理する。省（区、市）を跨いだ事件の手掛かりについて、関係省級の市場監督管理部門が調整して調査処理し、省（区、市）を跨いだ重大な事件の手掛かりについて、市場監督管理総局に報告して調整・処理させるか又は社会公示による処理への督促を要請することができる。発見した違法行為に犯罪の疑いがある場合には、規定により公安機関に移送し、行政法執行と刑事司法との連動を強化する。

（二）**事件の共同調査処罰を強化する。**権利侵害・模倣の区域横断、連鎖的な特徴に鑑みて、区域間の手掛かりの通報、証拠移送、事件の共同調査・処罰等の制度を健全化し、生産源、販売網及び商標標識の違法印刷主体の追跡調査に力を入れ、生産、経営、流通をカバーしている全面的な法執行モデルを整備し、根源を追求し、関連事件を共同して調査・処罰する。知的財産法執行連絡員の役割を十分に発揮させ、連絡員が決定されていない市、県が早くその連絡員を明確化するようにし、全国各級の市場監督管理部門の連絡・対応体系を構築し、区域を跨いだ共同調査処罰・連絡のために支援を提供する。

（三）**区域共同連動を推進する。**長江デルタ、広域珠江デルタ、京津冀（北京・天津・河北）区域の共同法執行を着実に推進し、法執行・事件処理の協調的連携を強化

する。粵港澳（広東・香港・澳門）大湾区の法執行協力体制の構築を模索し、権利侵害・模倣情報に係る情報交換と水際事件の摘発を強化する。区域連動事件について、先頭に立つ市場監督管理部門は、統一的に考慮し、摘発プランの制定を検討し、区域間の共同法執行行動の展開を効率よく組織しなければならない。区域発展戦略の実施と組み合わせ、国家級新区、自由貿易試験区、経済技術開発区等の区域における知的財産法執行体制を構築・整備し、区内の企業との交流・連絡を強化し、企業の訴求を把握し、権利者の合法的権益を確実に保護する。

（四）情報共有体制を整備する。 事件調査処罰過程における関連情報の通報を強化し、属地の市場監督管理部門は違法行為の摘発過程において、係争商品の生産、販売及び商標標識の印刷等の状況を速やかに関連地域の市場監督管理部門に通報し、市場監督管理の総合的法執行の優位性を十分に発揮させる。法執行・事件処理と商標、專利及び企業名称登録段階との情報交換を強化し、違法行為の摘発効率を向上させる。

四、業務遂行要求

（一）入念に実施を組織する。 各地の市場監督管理部門は、知的財産法執行業務を高度に重視し、当地の実情を踏まえて確実に実行可能な実施プランを制定し、業務遂行措置を詳細化し、推進計画を明確にし、監督指導・検査を強化し、各任務の着実な実行を確実に保障しなければならない。市場監督管理の総合的行政法執行改革の深化に係る精神に従い、商標、專利等の分野の法執行職責を確実にかつ徹底的に整合し、制度体制の構築を安定的に推進し、人員、経費及び法執行装備を保障しなければならない。法執行重心の下層への移転という新しい形式に順応し、市、県の法執行者への教育を強化し、事件処理能力の向上に力を入れ、商標権侵害、專利詐称、地理的表示侵害及び登録出願段階の違法事件の摘発を全面的にしっかりと実行する。

(二) 指導の調整を強化する。事件の調査処罰を目立った位置に置いてしっかりかつ確実にいき、重点事件の調査・処罰の進捗を把握し、事件処理中に発生した問題を適時に調整・解決し、法執行・事件処理の督促指導及び事件ファイルの評価・審査を強化し、内容が複雑で意見に食い違いがある事件について、関連市場監督管理部門は速やかに上級部門と意思疎通し、問題の解決を検討し、事件処理の品質と効率を向上させなければならない。上級市場監督管理部門から移送されてきた事件の手掛かりについて、事件処理能力を効率よく整合し、追跡・督促処理を強化し、要求に応じて関連情報を速やかに報告し、事件毎にも返答があることを確保しなければならない。

(三) 宣伝を積極的に展開する。刊行物、ラジオ、テレビ、インターネット等の媒体を十分に活用し、法執行行動の展開状況を宣伝・報道し、影響力のある知的財産事件を公表し、違法者に脅威を与え、法執行による警告や抑止の効果を発揮させる。

「4・26」世界知的所有権の日、「5・10」中国ブランドデーの前後に、集中的な宣伝を展開し、事例への評価、事件の法解釈、法執行・法知識の普及を強化し、規定に従って係争物品の破棄をしっかりと行い、社会公衆が権利侵害・模倣行為を自発的に排斥するよう誘導し、市場主体の責任を強化し、良好な世論環境を醸成する。法執行・事件処理中において形成された映像資料の保存に注意し、集中的な宣伝活動を展開するための素材として蓄積する。

(四) 情報報告をしっかりと行う。知的財産法執行業務は、中国の国内外で高く注目されており、全国における権利侵害・模倣取締業務の年度考課の重要内容でもある。各地の市場監督管理部門は、データ統計・情報報告制度を構築し、法執行行動の回数、実体市場の数、摘発事件数及び重大事件の基本的状況等の情報を適時かつ正確に統計・報告しなければならない。総局は法執行データを統合・分析し、関連法執行行動の展開状況を定期的に社会に向けて発表する。各地の市場監督管理部門は、各四半期の最初の月の10日までに前の四半期の法執行データを総局に報告し（2020年第1

四半期のデータを5月10日までに報告する)、知的財産法執行年度業務まとめと年間総括データを2021年1月15日までに報告・送付してください。

出所先：

2020年4月28日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/202004/t20200428_314779.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。